

○豊島区感染症の診査に関する協議会条例

平成11年3月23日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、豊島区感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(平19条例15・一部改正)

(設置)

第2条 豊島区の区域内における法第24条第3項各号に掲げる事務をつかさどるため、同条第1項の規定に基づき、協議会を置く。
(平19条例15・全改)

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる区分に応じ、区長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 感染症指定医療機関の医師
- (2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)
- (3) 法律に関し学識経験を有する者
- (4) 医療及び法律以外の学識経験を有する者

2 区長は、前項各号に掲げる区分のうち、いずれか2の区分を兼ねる委員(以下「兼務委員」という。)を任命することができる。
(平19条例15・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が必要と認めるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(平19条例15・一部改正)

(招集)

第6条 協議会は、保健所長が招集する。
(平19条例15・一部改正)

(定足数及び表決数)

- 第7条 協議会は、3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合として区長が別に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項及び第4項の場合においては、兼務委員は、兼ねる区分にかかわらず、1人として数えるものとする。
 - 3 前2項に定めるほか、協議会は、第3条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ1人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。この場合において、兼務委員が出席する場合は、当該兼務委員が兼ねる区分に応じ、それぞれ1人出席しているものとみなす。
 - 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(平19条例15・一部改正)

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健所において処理する。
(平11条例43・平19条例15・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第43号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第15号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(豊島区結核の診査に関する協議会条例の廃止)
- 2 豊島区結核の診査に関する協議会条例(昭和50年豊島区条例第32号)は廃止する。